

ISID コーポレートガバナンス・ポリシー

第1章 総則

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、迅速、公正かつ透明性の高い経営を遂行し、健全かつ継続的な成長を図るために、経営環境に応じたコーポレートガバナンスが重要であると認識している。

この基本的な考え方に基づいて、本ポリシーを基本方針として定め、取締役会が関連法令の改正や社会的・経済的な事業環境の変化等に応じて適宜見直すことで、より良いコーポレートガバナンスの実現に取り組んでいく。

2. 企業理念

<ISIDの企業理念> Mission Statement

ISIDは誠実を旨とし革新的で創造性あふれる専門家集団として、情報技術の先進的活用により顧客企業と社会の発展に寄与する。

3. ビジョン

<ISIDのビジョン> Corporate Vision

“IT Solution Innovator” ISID
ISIDはITソリューションビジネスの革新者を目指す。

1. 市場創造への挑戦 ・ Market Creation

ISIDは高度な専門性と創意工夫をもって、新たな市場創造に挑戦する。

2. 最高の提案力と実行力 ・ Best Solution through Best Practice

ISIDは技術・市場の進化を先取りした価値あるソリューションを顧客に提案し、確実に実現する。

3. 人間魅力 ・ The Key Asset, Human Resources

ISIDは社員各自の人間魅力を高めることにより、提供するサービスの質の向上を図る。

ISID, Forever New
ISIDは自己革新を継続し、常に新鮮でありつづける。

4. 制定・改定・廃止

本ポリシーの制定・改正・廃止は、取締役会の決議を経て行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主総会および株主

(1) 議決権行使の環境整備

当社は、株主総会における議決権の行使が株主の重要な権利であることを認識し、適切に議決権を行使することができる環境整備に努める。

(2) 株主への情報開示

当社は、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

(3) 株主との建設的な対話

当社は、取締役会において、株主との建設的な対話を促進するための方針を別紙のとおり定める。また方針に沿って様々な株主との積極的な対話を推進し、対話を通じて当社の経営方針等についての理解を深めて頂くよう取り組むとともに、対話を通じて得られた情報等については、適宜、取締役および監査役に報告する。

2. 資本政策の基本的な方針

当社は、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指した資本政策を実施していく。

当社は、当社グループのオーガニックな事業の成長を基本としつつ、M&Aの最適な組み合わせにより、持続的な売上・利益の成長を図る。そのために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本とする。

加えて、株主への利益還元を重要な経営課題として認識し、適正かつ安定的な配当を継続することを配当に関する基本方針とする。また、配当性向については、連結配当性向35%～40%を目安とする。また資本効率を高め、ROEの中期的な向上を目指していくことで、株主の期待に応えていく。

3. 政策保有株式に関する方針

(1) 政策保有に関する方針

- ・当社は、取引関係の維持・強化等の観点から、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に、取引先等の株式を保有することがある。
- ・保有の意義、効果については、定期的にモニタリングを行い、特に重要性の高い政策保有株式については、モニタリングの結果を取締役に報告する。
- ・当社は、出資時の目的、投資対期待効果、出資先の業績・財政状態等およびモニタリングの結果を総合的に勘案し、売却も含め保有方針を見直すことがある。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、各議案の当社グループの企業価値に対する影響を総合的に判断した上、行使する。

4. 買収防衛策

当社は、買収防衛策は導入しない。

5. 関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役または主要株主等との取引（関連当事者間の取引）が、当社および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会における取引の承認や報告を行うことにより適切に監督する。

親会社との取引については、営業取引においては市場価格・総原価等を勘案の上、交渉し、また資金取引に係る利率については市場金利を参考に、それぞれ一般的取引と同様に決定する。

第3章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、監査役および監査役会が、取締役の職務執行状況等を監査する。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割、責務

取締役会は、法令、定款および当社関連規程類の定めに基づき、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、株主からの負託に応え、持続的な成長と長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

(2) 取締役会の構成

取締役の員数は、活発な審議ができるよう定款で定める13名以内とし、取締役会全体として、多様な知識、経験、能力のバランスが保たれるよう配慮する。

(3) 取締役候補者の選任

取締役会は、取締役候補者について、「役員規則」に定める選任基準を満たす者を選任する。

(4) 内部統制

取締役会は、適切な統制のもとで業務執行が行われるようにするため、内部統制システムに関する基本方針を定め、その運用状況を監督する。

(5) 取締役会の実効性評価

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の運営改善に活用するとともに、その結果の概要を開示する。

(6) 指名・報酬委員会

取締役会は、その下に任意の委員会として、指名・報酬委員会を置く。指名・報酬委員会では、取締役（代表取締役を含む）の指名・報酬等に関する検討、意見交換を行う。指名・報酬委員会の委員の半数以上は、独立社外取締役とする。

3. 監査役、監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割、責務

監査役および監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、法令、定款および当社関連規程類の定めに基づき、取締役の職務の執行を監査するなどの役割・責務を果たす。

(2) 監査役会の構成

監査役の員数は、定款で定める4名以内とし、監査役会はすべての監査役で構成する。

(3) 監査役候補者の選任

取締役会は、監査役候補者について、「役員規則」に定める選任基準を満たす者を選任する。

(4) 会計監査人

監査役会は、会計監査人と連携し、監査を行う。

- ・監査役会は、会計監査人の評価基準を策定し、独立性と専門性について確認する。

- ・監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確保する。
- ・監査役会は、会計監査人、経理担当取締役および経理部を交えた定例会議を毎四半期および期末に実施する。

4. 独立性要件

当社は、独立社外取締役候補者および独立社外監査役候補者について、別紙に定める当社の独立性基準を満たす者を選任する。

5. 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針について定め、開示する。

6. 最高経営責任者等の後継者の育成とその決定

最高経営責任者等は自らの後継者の育成を重要な責務のひとつであると認識し、後継者候補となる執行役員に、セグメント長、部門長、子会社の経営責任者等の重要なミッションを担わせるとともに、毎年度の目標設定と評価、重要な会議への出席等を通じた経営への参画により育成を図る。後継者候補の指名にあたっては、社内外を問わず広く登用することを基本とし、客観性・透明性を確保するために、指名・報酬委員会での検討、意見交換を行った上で、取締役会にて決定する。

7. 取締役および監査役のトレーニング

当社は、取締役および監査役がその役割、責務を適切に果たすために必要な知識の習得、更新の機会を提供するとともに、必要な情報提供を実施する。

8. 取締役および監査役の他社役員兼任

取締役および監査役が他の上場会社の役員等を兼任する場合、当該取締役および監査役は、当社の取締役・監査役業務に時間・労力を振り向けることができる合理的な範囲にとどめるよう努める。

第4章 ステークホルダーとの適切な協働

1. 行動規範

当社は、当社グループの取締役および従業員の業務の執行が、法令および定款に適合し、適正に行われることを確保するため、当社の親会社である株式会社電通の定める「電通グループ行動憲章」、および当社グループの行動基準「私たちの行動宣言」を、遵守すべき共通の行動規範として定め、開示する。

2. 様々なステークホルダーの利益の考慮

当社は、長期的な企業価値の向上のために、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮する。

3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対処

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に、継続的、積極的に取り組む。

4. 多様な人材の活躍に向けた環境・制度の整備

当社は、人種、宗教、国籍、性別、年齢、学歴、障がいの有無等にかかわらず多様な人材が活躍できる環境・制度を整備する。

5. 内部通報制度

当社は、通報者が、不利益な取扱いを受けることを懸念することなく、当社における違法または不適切な行為等についての情報を伝えることができ、また伝えられた情報が適切に活用されるよう、内部通報制度を整備、運用する。

第5章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 法令および上場証券取引所規則に従って行う情報開示

当社は、会社法、金融商品取引法、上場証券取引所規則およびその他の適用法令に従って、公正な開示を行う。

2. 前項以外での情報開示

当社は、前項以外の情報提供にも積極的に取り組み、社会的に有用と判断される情報を開示する。

<制定および改廃の履歴>

- | | |
|----------------|---------------|
| ・2015年11月30日制定 | 2015年12月1日施行 |
| ・2016年 2月 9日改定 | 2016年 2月9日施行 |
| ・2016年 7月28日改定 | 2016年 8月5日施行 |
| ・2016年 2月20日改定 | 2017年 2月20日施行 |
| ・2017年 7月27日改定 | 2017年 8月1日施行 |

以上

<別紙：株主との建設的な対話を促進するための方針>

当社は IR 活動を経営上重要な課題として認識し、透明性、公平性、継続性を柱に、株主・投資家の皆様に対するタイムリーな情報提供に努めます。東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（平成 11 年 9 月 1 日施行）に従った情報ならびにその他の重要な情報を正確かつ迅速に公開するほか、当社を理解して頂くために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

<IR体制およびIR活動について>

当社は、IR 担当取締役を 1 名選任するとともに、経営企画本部コーポレートコミュニケーション室に 2 名の IR 担当者を配置しております。IR 担当者は、経営企画室、経理部、総務部、法務部、その他関連部署と密接に情報共有を行い、株主・投資家の皆様との積極的かつ建設的な対話の促進に努めます。対話において把握した株主・投資家からの意見や株主構成情報については、IR 担当者より、社長および IR 担当取締役に定期的に報告を行っております。

<情報公開方法>

適時開示規則に従った情報は、すみやかに東京証券取引所の TDnet（※）に登録いたします。また、適時開示規則にはあたらないその他の重要な情報につきましても、随時 TDnet に登録いたします。いずれの場合も、登録後すみやかに当社ホームページに情報を掲載いたします。

※ 東京証券取引所所管の「TDnet オンライン登録システム」

また、その他当社を理解して頂くために有効な情報に関しましても適宜ホームページ上に公開いたします。

<株主・投資家との面談対応方針>

株主・投資家からの面談要望は、原則として IR 担当者に対応することとし、必要に応じて社長または IR 担当取締役とともに面談に臨みます。なお、面談以外の対話の機会として、決算説明会（第二四半期決算および本決算発表日）や、テーマを設定したスモールミーティングを開催しております。

<沈黙期間について>

当社では、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。この期間は、決算に関するコメント・質問への一切の回答を行いませんので、ご了承下さい。

但し、沈黙期間中に判明した業績予想と既発表の業績予想の差異が東京証券取引所の適時開示規則上の開示要件に該当することが明らかになった場合には、TDnet、プレスリリース、ホームページにより業績予想修正として情報開示を行います。

<インサイダー情報の取扱いについて>

当社は、金融商品取引法上の重要事実（但し、軽微基準に該当するものを除く）、または東京証券取引所の適時開示規則上の開示要件に該当する会社情報（決定事項・発生事実・決算に係る情報等）を重要事実等と指定し、当社で定めた「重要事実等の管理等に関する規程」に従い、重要事実等の情報の管理およびインサイダー取引の未然防止を図っております。株主・投資家との対話に際しては、同規程に則り、重要事実等の情報の管理を徹底しています。

以上

<別紙：社外役員の独立性基準>

当社は、当社の社外取締役または社外監査役（候補者を含む）が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすことに加え、以下の（１）から（３）のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

- （１）当社の大株主（直接・間接に 10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- （２）当社の定める基準を超える取引先（※1）の業務執行者
- （３）当社より、過去 3 事業年度のいずれか 1 事業年度において、役員報酬以外に 1 事業年度当たり 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）

※1 当社の定める基準を超える取引先とは、過去 3 事業年度のいずれか 1 事業年度において、当社との取引が当社連結売上高の 2%を超える取引先をいう。

以上